揭 示 文 兼 入 札 説 明 書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「07-グリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替 工事」に係る掲示に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、総合評価落札方式の工事であり、余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式の施行工事である。

- 1 掲示日 令和7年11月11日(火)
- 2 発注者

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 高原 功大阪府大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

- 3 工事概要
- (1) 工事名 07-グリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替工事 (電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 兵庫県神戸市灘区六甲台町9・10番
- (3) 工事内容 CD-R (要申込) に収録の図面及び現場説明書のとおり (交付方法については7及び別紙1)を参照)
- (4) 工期 令和8年2月5日から令和9年4月5日まで(当初設定工期) (令和8年6月5日から令和9年8月3日まで(余裕期間最大適用時))
 - ※工事着工期限日 令和8年6月5日
 - ※実施工事期間は 410 日とする (実施工事期間には準備工事を含む。工事着工日の設定による日・祝日の増減は考慮しない。)。
 - ※本工事の着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。
 - ※落札者は、契約締結日前に工事着工日通知書を機構に提出することとし、工事着工日から 起算し上記実施工事期間を加えた工期を契約工期とする。なお、工事着工日から起算し上記 実施工事期間を加えた工期が、令和8年12月28日から令和9年1月6日、までを含む場合 は、10日を、令和8年8月10日から8月15日までを含む場合は、5日を実施工時期間に加 算した工期を契約工期とする。
 - ※契約締結日の翌日から工事着工日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余 裕期間とする。
 - ※余裕期間内は、監理技術者等を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資機材等 の確保、下請けとの契約及び関係機関への協議文書等の届け出等を行うことができるが、資

機材の工事現場への搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(5) 工事実施形態

① 本工事は、余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式(受注者が一定の期間内で工事着工日(工期の始期日をいう。)を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式の工事である。

別添2 「余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式の試行に係る取扱要領」を確認すること。

- ② 本工事は、競争参加資格申請書の受付の際に「企業の技術力」、「予定配置技術者の実績」及び「施工計画」に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
- ③ 本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する 等の試行工事である。
- ④ 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う(ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。)。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、令和7年11月26日(水)までに下記8(2)へ様式1及び様式2を提出すること。)。
- ⑤ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、<mark>週休2日</mark>を達成するよう工事を 実施する「<mark>週休2日促進工事(発注者指定方式)</mark>」の工事である。

実施方法等の詳細については、現場説明書の記載による。

⑥ 本工事は、4(8)に掲げる専任特例2号の配置に関する兼務要件を満たす場合においては、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項ただし書第二号(専任特例2号)規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事である。

⑦ 調査等

- 本工事は、保全工事共通費等調査の対象工事である。
- <u>詳細は、現場説明書を参照すること。</u>
- ⑧ 本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を 満たす専任の技術者の追加配置を求めない試行工事である。

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号) 第331条の規定に該当する者(契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得てい ない者)でないこと。

- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第332条の規定に該当する者(当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者)でないこと。
- (3) 当機構関西地区における令和7・8年度の一般競争参加資格について、機械設置の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、発注者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により機械設置の再認定を受けていること。)。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 地理的条件として、建設業法上に届出してある本店(社)、支店(社)又は営業所が、大阪府、京都府、兵庫県、又は奈良県内にある者であること。
- (6) 平成22年度以降(平成22年4月1日から申請書提出期限日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。)に、本工事と同種の工事の元請(※)としての施工実績を有すること (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

なお、同種の工事とは、共同住宅に係る機械式駐車装置の取替又は新設工事(居住中の修繕工事を含む。)をいう。ただし、施工実績は当初工事請負額が5百万円(消費税込み)以上の工事とする。

- ※ 発注元は当機構以外でも可とする。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。 ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術 者は専任とすること。
- ① 建設業法の許可業種(機械器具設置工事)に係る主任技術者又は監理技術者であること。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ② 平成22年度以降(平成22年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出日)までに元請(※)として工事が完成し、引渡しが済んでいるもののうち、上記(6)に示す工事の従事経験を有する者であること。なお、工事着手(現場施工に着手する日)から竣工(完成検査の日)まですべての期間に従事していること。
 - ※ 発注元は当機構以外でも可とする。
 - ③ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請 書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
- (8) 競争参加資格申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

- (9) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、「不誠実な行為」とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合等が認められるにもかかわらず、契約不適合等の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと(詳細は、機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照のこと。)。
- (12) 当支社(㈱URコミュニティを含む。)発注の工事成績について、資料の提出期限日前1年 以内の期間において60点未満のものがないこと。
- (13) 令和5年4月1日以降に当機構(㈱URコミュニティを含む。)が関西地区で発注した工事種別「機械設置」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者(工期末が令和6年10月1日以降の工事については、70点未満とする)(共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)は、下記の条件を満たすこと。
 - ① 当機構(㈱URコミュニティを含む。)が発注した工事種別「機械設置」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
 - ② 当機構(㈱URコミュニティを含む。)が発注した工事種別「機械設置」で調査基準価格を下回った価格で契約し、施工中の場合、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
- (14) 機械式駐車装置の製造及び施工条件等については、下記の条件を満たすこと。
 - ① 本工事の仕様を満たす機械式駐車装置を製造している機械式駐車装置製造事業者とし、 かつ、施工体制及び部品等の管理体制が整備されていること。
 - ② 本工事で設置する機械式駐車装置は、駐車場法、建築基準法及び消防法等の法令並びに「機械式駐車場技術基準」((公社)立体駐車場工業会)を満足するものであること。
- (15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記 4 (10) の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、下に掲げる者である。 株式会社空環設計

- (2) 上記4(10)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。
 - ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合に おける当該建設業者

6 総合評価に係る事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、別添1」「評価項目、評価基準及び得点配分等について」のとおりとする。なお、設計図書(設計図、現場説明書、保全工事共通仕様書等)に規定されている取組みや一般的な取組み及び具体的・効果的な内容ではない提案には評価点は付与しない。

- (2) 総合評価の方法
 - (1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の取組み等が適切又は一般的なものには標準点 100点を与え、さらに優れた取組み等に(1)により加算点(最大20点)を与える。
- (3) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の技術力」、「配置予定技術者の実績」及び「施工計画」を もって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である 者のうち、上記(2)によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下 「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

·評価値=(標準点+加算点)/入札価格

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(4) 評価内容の担保

① 落札者の提示した「施工計画」のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに当該取組み内容を保全工事共通仕様書(令和5年版)の総則編1.4.2に定める「施工計画書」に明記し提出すること。なお、「施工計画」に関する提案のうち、当機構が評価をした内容その履行確認方法、不履行の場合の措置等については、後日、当機構と落札者との間で覚書を取り交わすものとする。

- ② 「施工計画書」の不履行が工事目的物の契約不適合等に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、契約不適合等の修補を請求し、または修補に代え、若しくは修補とともに損害賠償を請求するものとする。
- ③ 「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減じることとし、程度に応じて最大20点を減じるものとする。

(5) 提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する(加点)」、「評価せず(加点なし・履行判断は受注者による。)」、「不適切(実施不可)」に区分し、入札前に提案者に通知する。

(6) 失格要件

「施工計画」に関する記述は必須項目であるため、未提出・白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。標準案によるとして提案を行わない場合は「提案なし」と記載すること。

7 設計図面及び現場説明書の交付期間及び方法

設計図面及び現場説明書はCD-Rデータにより無償で交付する。ただし、発送に係る費用 (地域により異なる。) は申請者が負担すること。交付を希望する場合は、添付している 別紙 ① 「図面等 (CD-R) 申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。 FAX受領日より3営業日後までに到着するよう、独立行政法人都市再生機構西日本支社複写・製本業務等受注者「(株)京阪工技社」から着払い便で発送する。(年末年始(12月29日~1月3日)、土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない)。3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

【FAX受付期間】: 令和7年11月11日(火)から令和7年12月3日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。

【FAX番号】: 06-4799-1043(総務部調達管理課)

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。

8 担当部署

(1) 公募条件及び積算について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階 独立行政法人都市再生機構西日本支社

技術監理部企画第2課 電話06-4799-1439

(2) 入札手続について

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階 独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部調達管理課 電話06-4799-1035

※ 問合せ及び受付は、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く日時 とする(以下本稿において同じ。)。

9 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、下記 (2)に従い申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)、(2)及び(4)から(15)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記の(一般競争参加資格の申請)のとおり一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)及び添付書類を提出して、建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請すること(詳細は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札・契約手続き→競争参加資格→工事の「随時受付」事項を参照)。

(一般競争参加資格の申請)

- ① 申請期間(提出期限): 令和7年11月11日(火)から令和7年11月26日(水) (競争参加資格申請の提出期限日の5営業日前)までの土曜日、日曜日、 祝日及び年末年始を除く毎日、午前9時15分から午後5時40分まで(午前 11時45分~午後0時45分)
- ② 申請先: 〒860-0804 熊本県熊本市中央区辛島5-1日本生命熊本ビル 12階 令7・8資格審査担当(電話096-288-1652)
- ③ 提出方法: 原則として電子メール方式による。(詳細は上記HP中「電子メール申請ガイド」に従うこと。)。

上記①到着期限の1営業目前正午までに8 (2) まで事前に連絡を行った うえで、上記ガイドに従い同午後5時40分までに②の資格審査担当から格 納サイトのアドレス及びパスワード(有効期限有)通知メールの受信を完了 し、上記①到着期限までに申請書類の格納を完了すること。各期限を過ぎた 者にあっては、本競争に参加することができない。

- (2) 本工事の競争参加資格の申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ① 提出期間: 【電子入札システムによる場合】

令和7年11月12日(水)から令和7年12月3日(水)の土曜日、日曜日及 び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

【紙入札による場合】

令和7年12月2日(火)及び令和7年12月3日(水)の午前10時から午後5時まで

② 提出場所: 【電子入札システムによる場合】上記8(2)に同じ。

【紙入札による場合】上記8(1)に同じ。

③ 提出方法: 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得な

い事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て上記8

(1)へ郵送(書留郵便に限る。上記提出期間に必着。)、または予め提出日時

を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

(3) 提出書類等

- ① 別記様式1:競争参加資格確認申請書 1部(紙入札の場合は2部)
- ② 別記様式2-1:同種工事の施工実績 1部
- ③ 別記様式2-2:同種工事の工事成績 1部
- ④ 別記様式3:配置予定技術者の資格・工事経験 1部
 - ※配置予定技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類(健 康保険証の写し等)を添付すること。
- ⑤ 別記様式4-1:「施工計画」に関する提案書 1部
- ⑥ 別記様式4-2:施工実績及び技術的事項に関する所見 1部
- ⑦ 別記様式4-3:ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況1部
- ⑧ 建設業法第5条に基づく営業所等の写し(添付書類:建設業許可申請書等の写し ※本店(社)のみの場合は、不要。)
- ⑨ 施工マニュアル: 別記様式5に掲げる項目について 1部
- ⑩ 返信用封筒(簡易書留料金(460円)の切手を貼付した長3号封筒) 1部(紙入札の場合のみ必要)
- (4) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (5) 資料は、次に従い作成すること。

なお、下記①の同種の工事の施工実績及び工事成績、及び下記②の配置予定技術者の同種の 工事の経験については、平成22年度以降で申請書及び資料の提出期限日までに工事が完成 し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

- ① 施工実績 別記様式2-1、2-2 上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。
- ② 配置予定技術者の資格及び工事経験 別記様式3

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種の工事の 経験を記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。また、配置予定技術 者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。この場合 には、記載する全員について資料を提出することとし、上記 6 (1) における評価については、合計点の最も低い者の得点を評価点とする。

入札書投函後開札までの期間において、他の工事を落札した(または低入札価格調査対象者(第1順位者)となった)ことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出を行うこと(様式任意)。なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに電子入札システムもしくは書面(様式任意)により当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず 入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

専任特例2号の配置を行う場合においては、専任特例2号に関する<u>届出書様式</u>を提出すること。

③ 施工計画 別記様式4-1、4-2、4-3 (または4-4)

6(1)に掲げる項目を判断できる技術的事項に対する所見を記載すること。

なお、別記様式4-1 については電子データ(ファイル形式Word2019形式以下のもの、Excel2019形式以下)も合わせて提出すること。

ワーク・ライフ・バランス等の促進に関しては<mark>別記様式4-3</mark>に該当の有無を記載すること。また、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印の写し)を添付すること。(外国法人については認定等相当確認通知書)

④ 契約書等の写し

上記①の同種の工事の施工実績及び工事成績、上記②の配置予定技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図書(発注者図面に限る。)の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職(技術者の工事経験)を証明すべき届出書類を提出すること(いずれも写し)。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しを添付すること。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、CORINS登録内容の写し及び設計図書の一部の提出でよい。

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生 法(昭和47年法律第57号)に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出する こと。

- ※民間工事に関するすべての書類及び「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されていない工事については、原本を持参し確認を受けるとともに契約相手方へ問い合わせを行うことがある。
- ⑤ 令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の登録番号を<mark>別記様式1</mark>「競争参加資格確認申請書」に記載すること。
- ⑥ 施工マニュアル

別記様式5 に記載されている項目について作成のこと。なお、自社マニュアルがあれば、これをもって代えられる。

- ⑦機械式駐車装置の生産・部品の管理体制表
 - 以下に掲げる資格があることを判断できる内容を、別記様式6に記載すること。
 - ・本工事の仕様を満たす機械式駐車装置を製造している機械式駐車装置製造事業者とし、 かつ、施工体制及び部品等の管理体制が整備されていること。
 - ・本工事で設置する機械式駐車装置は、駐車場法、建築基準法及び消防法等の法令並びに「機械式駐車場技術基準」((公社)立体駐車場工業会)を満足するものであること。
- (6) 当機構が配置予定技術者の専任制を確認し、問題となる事実が発見された場合、競争参加 資格を認めない。
- (7) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果 は令和8年1月6日(火)までに電子入札システム(紙により申請した場合は書面)にて通知 する。
- (8) その他
 - ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記8(1)に同じ。
 - ⑥ 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2019形式以下のもの、Excel2019形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式)で作成すること。ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文を貼り付けること。

ファイル容量の合計が3MBを越える場合は、全ての書類を郵送により8(1)宛に提出すること。この場合、電子入札システムでの提出との分割は認めない。

郵送する際は、申請書の1枚目に代表者印を押印し、表封筒に「『07-グリーンヒルズ 六甲機械式駐車装置取替工事』に係る競争参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。 また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信 すること。

- ・郵送する旨の表示
- ・郵送する書類の目録
- ・郵送する書類のページ数
- 発送年月日

提出期限は、9(2)①の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達の記録が残るものに限るものとする。

(9) 9(3)に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを資料に併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書別記様式7を、未加入であった者がその後加入をした場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。

健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し ※保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを 施すこと

雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。

- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知書)の写し

10 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由 について、次に従い説明を求めることができる(様式は自由)。
 - ① 提出期限: 令和8年1月14日(水)午後5時
 - ② 提出場所: 上記8(2)に同じ。
 - ③ 提出方法: 電子入札システムにより提出するものとする。ただし、発注者の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとする。
- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和8年1月21日(水)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(書面による説明要求の場合は、書面)により回答する。

ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 発注者は、上記(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した内容及び回答を行った 内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する(紙による説明要求の場合は、苦情申立者 の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。)。

11 再苦情申立て

(1) 上記10(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより説明に係る回答を受け取った 日(紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日)から7日(行政機関の休日に関する 法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を 含まない。)以内に、次に従い、書面により、発注者に対して再苦情の申立てを行うことが できる。

なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

- ① 受付場所: 上記8(2)に同じ。
- ② 受付時間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
- (2) 発注者は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 発注者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日(休日を含まない。)以内にその申立てを却下する。
- (4) 発注者は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答 を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 上記8(2)に同じ。

12 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること(様式は自由)。
 - ① 提出期間: 令和7年12月4日(木)から令和8年1月6日(火)までの土曜日、日曜日 日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで
 - ② 提出場所: 上記8(2)に同じ。
 - ③ 提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙を持参することにより上記8(1)へ提出するものとする。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにて閲覧に供する。

ただし、紙入札方式の者がいる場合は、併せて独立行政法人都市再生機構西日本支社において閲覧させるので、あらかじめ8(1)記載の連絡先へ申し出のうえ、指定された日時に行うこと。

(電子入札システムによる質問及び紙による質問共通)

閲覧期間:令和8年1月14日(水)から令和8年1月27日(火)までの土曜日、日曜日 及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

13 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書の提出期間
 - ① 電子入札システムによる場合

提出期間: 令和8年1月26日(月)から令和8年1月27日(火)正午まで

① 紙入札による場合

提出期間: 令和8年1月20日(火)から令和8年1月27日(火)正午まで

提出先: 上記8(2)に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

日時: 令和8年1月28日(水)

場所: 上記8(2)に同じ。

※開札時間は、競争参加資格確認通知に併せて通知する。

14 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、 紙により独立行政法人都市再生機構西日本支社調達管理課に郵送(書留郵便により上記13(1) の期間に必着)すること。紙による入札参加者は、下記17の工事費内訳書及び入札案件ごと に封をした入札書(様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札を参照)を表封 筒にまとめて郵送すること。持参又は電送による提出は認めない。

なお、上記13(1)の提出期間までに当機構に到着したものを有効とする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) 紙入札による場合の郵送は、二重封筒とし、表封筒及び中封筒に各々封緘すること。
 - ① 中封筒

中封筒には入札書のみを入れること。所定の入札書に必要事項を記入のうえ、押印(代表者若しくは支店長など年間委任状により、当機構西日本支社発注工事に係り代表者と同等の権利行使が可能な旨確認できる者が記名押印すること。)したものを中封筒に入れ封をし、工事名、入札日時及び入札者名を明記すること。

② 表封筒

余白に工事名を記入のうえ、次の書類を入れ封をして郵送すること。

- イ ①の中封筒
- ロ 17の工事費内訳書
- ハ 委任状 (受任者をもって入札を行う場合)
- (注) (1)に示した方法以外での入札書は一切受付けない。

16 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証 証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

17 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札において、第1回の入札書に記載される入札金額に 対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、郵便による入札の場合は、当該工事費内訳書を 表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書(商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載するとともに、会社印及び代表者(又は代理人)印を押印すること。)を作成すること。

- (3) 次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。
 - ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)
 - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
 - ハ 他の工事の内訳書である場合
 - ニ 白紙である場合
 - ホ 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
 - へ 内訳書が特定できない場合
 - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - イ 内訳の記載が全くない場合
 - ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を 生じるものではない。
- (5) 電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札により申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式及び提出方法は9(8)⑥に同じ。

ファイル容量の合計が3MBを超える場合は、郵送により提出すること。

郵送する際は、封筒に「『07-グリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替工事』に係る工事費内訳書在中」と明記する。また、電子入札システムにより、以下の内容を記載したものを「添付資料」に添付し、送信すること。

- ・郵送する旨の表示
- ・郵送する書類の目録
- ・郵送する書類のページ数
- 発送年月日

提出期限は、13(1)の提出期間と同一の日時(必着)とし、郵送による場合は、郵便書留等の配達の記録が残るものに限るものとする。

18 開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行 う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこ と(電子入札システムにて入札を行う場合は、立会いは不要)。

19 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、本入札説明書において示した提出方法・期限等に従わない入札、並びにCD-Rに収録の現場説明書及び入札(見積)心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

20 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、上記6(3)による。
- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子くじにて落札者を決定するものとする。
- (3) 最も高い評価値となった者の入札価格が、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」 (平成16年独立行政法人都市再生機構通達34-61) に定める調査基準価格に満たない場合は、 別紙2のとおり低入札価格調査の実施に伴う調査資料等の提出を求める。
- (4) 6(3)ただし書きに該当し、入札(見積)心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書別紙3として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

21 支払条件

(1) 前金払 契約工事金額の40%以内

ただし、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条 第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第7項中「10分の4」を「10分の2」に、「10 分の6」を「10分の4」に、第9項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を 「10分の4」に読み替えるものとする。

(2) 部分払 中間前金払(契約工事金額の20%以内)若しくは中間支払率表による部分払6回、 出来高による部分払6回のいずれかを選択できる。(中間前金払については以下のU RL参照) 22 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

23 その他

(1) 入札参加者は、当機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載されている入札心得書 (電子入札用の入札心得書を含む。)及び当機構ホームページの標準契約書並びに電子入札運 用基準を熟読し、入札心得書及び電子入札運用基準を厳守すること。

なお、上記入札心得書及び契約書案については、当機構ホームページ→入札・契約情報→入 札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書からダウンロードできる。

- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、上記9に掲げる資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置すること。申請書及び資料に記載した配置予定技術者を本工事の現場に配置することとし、原則として変更は認めない。
- (4) 当機構が取得した文書(例:競争参加資格審査申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例:会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日、8時30分から20時00分まで稼動している。

システムを停止する場合等は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札の「お知らせ」において公開する。

- (6) システム操作マニュアルは、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札に公開している。
- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札ヘルプデスク 1510570-021-777

電子入札ホームページ http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html/

・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先 ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記8(2)へ連絡すること。

- (8) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書 及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の 入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
 - ・競争参加資格確認申請書受付票(受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・競争参加資格確認通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・辞退届受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
 - ・辞退届受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・日時変更通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
 - ・入札書受付票(電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・入札締切通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・ 再入札通知書 (通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・再入札書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
 - ・落札者決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・決定通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・保留通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・取止め通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
 - ・中止通知書(通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。)
- (9) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、機構に対してもその事実内容を報告すること。
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、 電子入札と紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。
- (11) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約を する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を 公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせてい ただきますので、御了知願います。 また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をして いただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、 御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相 当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職し ていること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ かに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供していただく情報
 - イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

- (12) 落札者(受注者)は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する 特約条項」(別添4) を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
- (13) 本工事は居住中の賃貸住宅の敷地内で行うものであり、居住者(及び近隣住民等)に対する配慮が求められるものである。所轄の住まいセンターと連携して対応することに留意されたい。
- (14) 本工事の低入札価格調査を行う場合、原則として当初設定工期末のままとする。ただし、 契約締結前に協議を実施し、工期末の変更が必要と認められる場合は、調査に要した期間を上 限として加算した工期末に変更して契約締結する。
- (15) 建設業法第20条の2第2項に基づく通知について

落札者 (随意契約の場合にあっては、契約の相手方) は、建設業法 (昭和 24 年 法律第 100 号) 第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定 (随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定) から請負契約を締結するまで (設計・施工一括発注方式の場合にあっては、覚書を締結するまで、枠組み協定型一括入札方式で発注する場合にあっては、協定を締結するまで) に、当機構に対して、別添 5 を用いその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

① 提出 :契約書等の提出と合わせて提出すること。

② 提出場所:8(2)に同じ。

③ 提出方法:持参するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

以上

別記 (添付資料)

図面等 (CD-R) 申込書 別紙 1 低入札価格調査について 別紙 2 別紙3 確認書 別添1 評価項目、評価基準及び得点配分等について 別添 2 余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式の試行に係る取扱要領 別添3 工事着工日通知書 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項 別添4 別添5 通知書 様式1 競争参加資格確認申請書 様式2-1 同種工事の施工実績 様式2-2 同種工事の工事成績 様式3 配置予定技術者の資格・工事経験 様式4-1 「施工計画」に関する提案書 様式4-2 施工実績及び技術的事項に関する所見 様式4-3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

様式5 保全工事に係る施工マニュアル記載事項例

様式6 機械式駐車装置の生産・部品の管理体制表

様式7 適用除外誓約書

届出書様式 人員の配置を示す計画書 (専任特例2号)

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので、固くお断り申し上げます。

【調達管理課FAX番号:06-4799-1043】

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

独立行政法人都市再生機構西日本支社

図 面 等 (CD-R) 申 込 書

申込日:令和 年 月 日

送付に係る費用を負担する事を了承の上、下記工事の図面等(CD-R)を申込みます。

I	二事件名	07-グリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替工事
	貴社名	
申	御 住 所 (送付先)	₸
込 者	御連絡先	(TEL) (FAX)
	部署名	
	御担当者名	
備	特定の曜日を避けて	配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。

※申込者欄は漏れなく記入のこと。

※図面等は全てCD-Rでの発送となり、紙による図面等の発送は行わない。

※着払い便にて発送する。

※CD-Rは、FAX受領日の3営業日後までに到着するよう発送する。

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

低入札価格調査について

1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第2項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る 価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額。 ただし、その額が入札書比較価格(予定価格に 100/110 を乗じて得た額をいう。)に 9.2/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 9.2/10 を乗じて得た額とし、入札書 比較価格に 7.5/10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 7.5/10 を乗じて得た額 とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、電子入札にあっては、 入札者に対し本件入札を「保留」する旨及び落札者は後日決定する旨の通知を電子メ ール等で行い、電子入札以外にあっては、「保留」と宣言し、落札者は後日決定する 旨を告げて、入札を終了する。
- 3 低入札価格調査においては、入札者(調査対象者)から以下の調査資料を求める。
 - (1) 当該価格で入札した理由
 - (2) 積算内訳書 (兼) コスト縮減額算定調書①
 - (3) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況(対象工事付近)
 - (4) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況(対象工事関連)
 - (5) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫との関連(地理的条件)
 - (6) 契約対象工事に関連する手持ち資材の状況
 - (7) 契約対象工事に関連する資材購入予定先と入札者との関係
 - (8) 契約対象工事に関連する手持ち機械の状況
 - (9) 契約対象工事に関連する機械リース元と入札者との関係
- (10) 労働者の供給見通し(労務者の確保計画)
- (11) 労働者の供給見通し(工種別労務者の配置計画)
- (12) 確約書

- (13) 施工体制台帳
- (14) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者
- (15) 経営内容(過去3年間の貸借対照表及び損益計算書)
 - ※1:必要に応じて、上記以外の調査資料の提出を求めることがある。
 - ※2:一般調査対象者は、上記調査資料のほか、契約の内容に適合した履行が可能 であることを立証するために必要と認める任意の添付書類を併せて提出す ることができる。
 - ※3:上記(15)以外の調査資料は、機構の指定様式を使用し提出すること。
- 4 調査対象者においては、機構が連絡を行った日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に調査資料等を提出すること。
- 5 調査資料等提出後、速やかに、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを確認するため、低入札対象者の責任者(支店長、営業所長等をいう。)から事情聴取を行う。事情聴取日時及び場所は対象となる者に追って通知する。
- 6 低入札価格対象は、最低の価格をもって入札した(総合評価落札方式による場合は 最高評価値の者である)低入札調査対象者のほか、低入札調査対象者に該当する複数 者に並行して行うことがある。この場合、調査の対象者はこれに協力しなければなら ない。
- 7 低入札調査対象者が提出期限内に調査資料等を提出しなかった場合又は事情聴取 に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、入札(見積)心得書第7条 第9項に違反するものとしてその者の入札は無効とするとともに指名停止措置を講 ずることがある。
- 8 低入札調査対象者が低入札価格調査において虚偽の調査資料等の提出若しくは説明を行ったことが明らかになった場合又は第9項に記載する監督の結果内容と低入札価格調査内容とが著しく乖離した場合(合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。)は、工事成績評定に厳格に反映するとともに指名停止措置を講ずることがある。
- 9 低入札価格調査で提出された調査資料等は、契約締結後に監督員に引き継ぎ、監督員が施工体制台帳及び施工計画書の内容についてヒアリングを行った結果、それらが低入札価格調査時と異なる場合は、その理由について確認を行う。
- 10 当該調査の結果は、公表することがある。

確認書

独立行政法人都市再生機構(以下「発注者」という。)と受注者______は、下記1の工事(以下「工事」という。)の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記2の「低入札価格調査による確認事項」(別紙のとおり。以下「確認事項」という。)のとおり発注者と受注者が確認する。

第2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保 に万全を期すものとする。

第3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていない と判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事 成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

- 1 契約対象工事名: 07-グリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替工事
- 2 低入札価格調査による確認事項 (別紙)

令和○○年○○月○○日

発注者 独立行政法人都市再生機構○○支社長 ○○ ○○ ⑩

受注者 社名

代表取締役 〇〇 〇〇 印

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

- 1 ○○○に関すること。

 - 2 ♦♦♦♦
 - ③ • •
- 2 ◎◎◎に関すること。

 - 2 ♦♦♦♦
 - ③ • •
- 3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。
- 3) 低入札価格調査時に提出された資料を用いるなど、 作成方法の簡略化を図ること。

以 上

評価項目、評価基準及び得点配分等について

07-グリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替工事

	評価項目	評価基準				
		70 _{※10} (75 _{※11})点以上				
	過去3ヶ年度(※1)の機構(※2)の同種工事(※3)における工事成績評定点の 平均	65 _{※10} (70 _{※11}) 点以上70 _{※10} (75 _{※11}) 点未満	1点			
	+13	65※10 (70※11) 点未満・実績なし	0点			
	過去5ヶ年度(※1)の機構(※2)及び 公共共同住宅(※4)の同種工事(※3)	表彰の実績あり	1点			
	の優秀工事施工業者表彰又は過去2年間の 機構のその他の表彰(※6)の有無	表彰の実績なし	0点			
企業の 技術力	I S O認証取得状況	ISO9001又はISO14001認証を取得済み	1点			
		認証を未取得	0点			
	ワーク・ライフ・バランス関連認定制度	下記のいずれかの認定を受けている場合に評価する。 ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業)等※7 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業)等※8 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※9				
		いずれの認定も受けていない				
	過去3ヶ年度(※1)の機構(※2)の同	70 _{※10} (75 _{※11})点以上				
配置予定	廻去るゲー度 (※ 1) の機構 (※ 2) の同種工事 (※ 3) における工事成績評定点の 平均点	65 _{※10} (70 _{※11})点以上70 _{※10} (75 _{※11})点未満	1点			
世紀 10 元 技術者の実績 (※5)	1 - 3 ///	65 _{※10} (70 _{※11})点未満・実績なし				
(),(0)	過去5ヶ年度(※1)の機構(※2)及び公共共同住宅(※4)の同種工事(※3)	表彰の実績あり	1点			
	の優秀工事施工業者表彰の有無	表彰の実績なし				
	品質確保に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組 (4項目まで)	1点 × 4			
施工計画	環境配慮に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組 (4項目まで)				
	居住者配慮(CS向上)に関する取組	標準を超える具体的・効果的な取組 (4項目まで)				
		満点	20点			

- 当該工事公示日の過去3(5)ヶ年度に契約工期が終了(工期末)した工事とする (令和7年度が公示日であれば、令和4~令和6年度工期末工事が対象)。

- ※2 株式会社URコミュニティにおいて発注手続きを行った工事を含む。 ※3 当機構の保全工事のうち、一般競争参加資格「管」の認定を競争参加資格要件としている工事をいう。
- 公営、公社等のRC及びSRC造の居住中の共同住宅(社宅、単身寮、リゾートマンション及びこれに類するものを除※4 く) をいう く) をいう。
- ※5 元請けの主任(監理)技術者として携わったもの
- 機構のその他の表彰とは、「機構の街づくり等事業貢献者への表彰」を指し、過去2年間(令和5年4月1日から掲示日ま ※6 で)を対象とし、支社等及び部門を問わない。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限 る。)をいう。
- 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業、同法第12条第5項に基づく一般事業主行動計画(令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったものであって計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。)をい
- $_{\odot}$ 9 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- 工事成績評定点の算出について
- ※10 工期末が令和6年9月30日以前の工事 ※11 工期末が令和6年10月1日以降の工事
- ※1※2ごとに平均点を算出し、各工事件数にて按分する。 なお、評価点の算出は小数点第1位までとし、小数点第2位は四捨五入する。 注

余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式の試行に係る取扱要領

(平成 26 年 7 月 9 日制定) (平成 27 年 9 月 24 日改定) (令和 3 年 10 月 1 日改定) (令和 5 年 11 月 13 日改定)

独立行政法人都市再生機構

(総則)

第1条 本要領は、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)が発注する工事の一部において、余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式(受注者が一定の期間内で工事着工日を選択することができ、書面によりこれが明確になっている契約方式。以下同じ。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設需要の拡大、施工技術者及び作業員の不足等により、計画的で良質な施工の確保、労 資機材の確保及び建設業の経営改善に影響を及ぼしており、施工量の平準化が求められてい る。このため、総合的な施策展開の一環として、受注者が工事着工時期を選択できる工事 (余裕期間制度(任意着手方式)による契約方式を実施する工事(以下「任意着手方式によ る工事」という。))を実施するものである。

(余裕期間及び工期)

- 第3条 機構は、工事着工期限日及び実工事期間をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示するものとする。
- 2 受注者は、契約日の翌日から工事着工期限日までの期間で、任意の日を工事着工日とすることができる。
- 3 受注者は、契約前に工事着工日を定め、工事着工日通知書により機構に通知しなければならない。
- 4 工事着工期限日から、実工事期間に係る工期の終期までの期間は、機構の設定する必要な工事期間(当初設定工期の期間)を確保するものとする。また、受注者は、必要に応じて「前払金に関する覚書」を請負契約締結と同時に交換する。
- 5 契約締結日(入札(見積)心得書の「契約書等の提出」に定める提出日)の翌日から工事着工 日までの期間を、受注者が工事準備を行うことができる余裕期間とする。

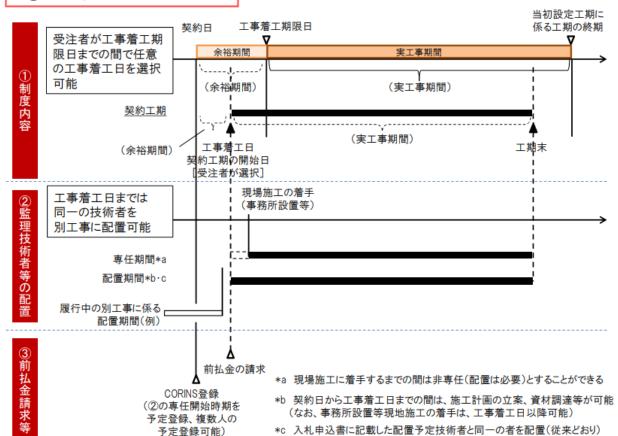
(前払金の取扱い)

- 第4条 任意着手方式による工事に係る前払金は、工事着工日までは請求することができない。 (工事着工日前の取扱い)
- 第5条 契約日から工事着工日までの期間における当該工事 現場の管理は、機構の責任において行うものとする。
- 2 契約日から工事着工日までの期間には、資材の搬入、仮 設物の設置等の準備工事を含め、受注者

- は、その期間に工事に着工することはできない。
- 3 契約日から工事着工日までの期間の実施可能な業務については、機構との協議により決定する。 (技術者の取扱い)
- 第6条 余裕期間(契約日から工事着工日までの期間をいう。)は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。 (経費の負担)
- 第7条 余裕期間制度(任意着手方式) による契約方式の実 施により増加する経費は、受注者の負担とする。 (その他)
- 第8条 この要領に定めのない事項については、別に定める ところによる。

以上

②任意着手方式の概念図



(任意着手方式適用工事用)

工事着工日通知書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 高原 功 殿

受注者 住所 商号又は名称 氏名

次のとおり工事着工日を定めましたので通知します。

工 事 名				
工事場所				
契約予定年月日	4	年 月	日	
工期		工事着	L 目から	
	4	年 月	日まで	
工事着工日	4	年 月	日	

契約時までに提出すること。

契約書には、本通知書により通知した工事着工日を記載する。

- (※1) 本件責任者(部署名・氏名):担当者(部署名・氏名):
- (※2)連絡先(電話番号)連絡先(電話番号)2:
- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。 押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 電話は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。 個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線を記載。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和〇年〇月〇日付けで締結した〇〇〇〇〇〇工事の契約(以下「本契約」という。)に関し、受注者が、本契約に基づく業務等(以下「業務等」という。)を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの(以下「電磁的記録」という。)に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体(USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等)をいう。

(外部電磁的記録媒体の取扱い)

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部 電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

(解除及び損害賠償)

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契 約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

発注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長 〇〇 〇〇

受注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

印

(印)

(別記様式) 別添 5

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社 支社長 高原 功 殿

> 所 在 地 名 称 代表者名 (押印不要)

通知書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名:
□ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)
発生するおそれのある事象※: (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURL を記載又はファイルを別添 ※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰する ことができないものを記載

□ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰 (建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※: (例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添 ※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)(自由記述:上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(注)

- 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2. 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。
- 3.「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
- 4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2 第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出るこ とができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運 用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定等に基づき、 請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができる。

(機構提出用・提出者用/2部作成)	建設業計	午可番号							
競争									
		令和	年	月	日				
独立行政法人都市再生機構西日本支持	社								
支社長高原功殿	****	3.乗□.火							
	業者登録	水笛万次							
	代表者住								
	商号又は	, .							Ľп
	代表氏名	I							印
A 40 = Francis 100 210 = 200 200) \$11 · · ·		I . 1==	1.451	Darrett		,	
令和7年11月11日付けで掲示のありま に係る競争参加資格について確認され		-					上装置.	取替_	上事
なお、独立行政法人都市再生機構会 第95号)第331条各号の規定に該当する									
違ないことを誓約します。		-c/(c)	13 3	- 1/20	- 1 4 1	, , –		. , , , ,	
	記	1							
1 申請内容表【別記様式2-1】【別記様式	₹2-2]								
2 申請内容表【別記様式3】									
(配置予定技術者数分。専任特例2号を配						. •			
3 施工計画に関する提案等を記載した書	面【別記標		、4- ※又	•		()			
4 建設業法第5条に基づく営業所等の写 (添付書類:建設業許可申請書等の		店(社)のみ	.の場合	合は、	不要。))			
5 申請内容表【別記様式2-1】の施工実	績を証明	する書類							
6 監理技術者資格者証及び監理技術者	講習修了	証の写し等	等						
7施工マニュアル【様式自由】									
8 保有する最新の経営規模等評価結果通	通知書総合	合評定值i	通知 書	<u></u>					
9 入札説明書記9(9)に定める社会保険等	加入又は	、適用除	外を記	正明一	する書	面			
10 返信用封筒「簡易書留料金(460円相当の切手)」(紙による入札の場合のみ) (返信用として、表に申請者の住所・会社名・担当者名を記載し、簡易書									
留料金(460円)の切手を貼った長3封筒									
※入札説明書4(3)の業者登録番号を記載すること	•				機構	受付印	J		

申請内容表 【別記様式2-1】

			一
月	申請者	記 入 欄	
工事	件名		
割 割 市	機構の登録番-	号 会社名(フリガナ)	
Ab 111	1及1円・ノ豆以下田	女 (2) (2) (7) (7)	
拠	1. 本店	2. 支店 3. 営業所	該当番号に○をつけること
1 °′ F	郵便番号	住所	
内容		·	
同	種工事の	施工実績	
	工事名称		
	発注機関名		
エ			
事	# 7 11 = 1		
	施工場所		
等			
名			『ただ』初始へ始のふた 3 打説田寺4(c)!で記
称	契約金額	千円	【ただし契約金額のうち、入札説明書4(6)に記載する工事以外の工種が含まれている場合、
			その金額は施工実績金額には含みません。】
			【平成22年度以降当該申請書提出期限日まで
	工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月	に完成し、引渡しが済んでいるものに限る。】
		_	
	建物用途	新規共同住宅	【□にチェックを入れること】
		□ 居住中の共同住宅	
	L# \4 ~ ~ ^ ^		
	構造形式	RC造 □SRC造	【該当箇所にチェックをいれること】
	建物階数及び戸数		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	工事内容		

- 1 施工実績は入札説明書4(6)に示す工事について記載し、 上記に掲げる記載内容の確認ができる書類の写しを添付すること。
- 2 申請工事数分提出すること。

申請内容表【別記様式2-2】

(用紙A4)

独立行政法人都市再生機構西日本支社 支社長 高原 功 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

印

工事成績

令和4年4月1日以降に都市再生機構(※1)が関西地区にて発注した工事(種別「管」)で、競争参加資格確認申請書の提出日までに工事が完成し、引渡しが済んでいる工事の成績ついては以下のとおりです。

番号	工事件名	成績 評定点	低入札 の有無

- ※1 ㈱URコミュニティが発注手続きを行った工事を含む。
- ※2 該当工事が無い場合は「なし」と記入。
- ※3 工事成績評定通知書の写しを添付すること。

(建設業許可番号)

配置予定技術者の資格・工事経験

会社名:

工事件名: 07-グリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替工事

1. 配置予定抗	技術者									
配置予定技術者	か氏名	(フリガナ) 氏名:		備考						
		免許取得年月日:昭和·平成·令和 年 月 日 免許番号 ()								
法令による	免 許	監理技術者資格者証	監理技術者講習修了証 ※	Virginia de Tara de la Companya de l						
		交付年月日:昭和·平成·令和 年 月 日	修了年月日:平成·令和 年 月 日	資格者証のコピー派 付(裏・表)						
		交付番号 ()	修了証番号()	17 (32 27)						
当該工事以	事 名									
外における従 発 注	機関名			提出時点での従事状況						
事状況(現在 の従事状況) 施	工 場 所			内勤•待機中等						
工	期	年 月 日~ 年 月 日								
専任技術者との重	複の有無	無・有: 年月 日頃までに従事可	建設業法第7条第2号、第15条第2号に定める営業所の専任と主任(監理)技術 該項目の「有」に〇印をし、主任(監理)技術者の専任が確保できる日を記載す コピー添付)							
2. 施工実績(約	圣験実績)	_								
			施工 実績	備考						
エ	事 名			契約書等のコピー添						
発 注	機関名			付						
1. 事 概 要 等———	工 場 所									
契約	的 金 額	千円		平成21年度以降に 元請として入札説明						
工										
		(1)現場代理人 (2)主任技術者 (3)監理技術者 (4)担当者 (該当番号にC)を付けること)	書4(6)に示す工事 の従事経験を有する						
	勿 用 途	□新規共同住宅 □居住中の共同住宅【□にチェックを入れること】		者であること。						
工事内容構	告 形 式	□ DC法 □ SDC法 【該当篇正ピチェックをいれること】		1						

※ 監理技術者資格者証の交付を受けた者は、監理技術者講習修了証の写しを併せて提出すること。 監理技術者資格を更新中であれば、資格者証交付申請書(写し)及び監理技術者講習修了証(写し)を添付すること。

記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

工 事 内 容

雇用関係を証明する書類(健康保険証、雇用保険証等の写し)を添付すること。

保険番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度のマスキングを施すこと。

専任特例2号を配置する場合においては、専任特例2号に関する届出書様式を合わせて提出すること。

「施工計画」に関する提案書

工事名 07ーグリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替工事

申請者

項目	主に求める取組	取組み記入欄(100文字以内)
	以下における、標準を超える具体的・合理的 な取組	①
品質確保に関する取組	〇品質確認方法、施工精度確保の取組 仮設、養生工程及び除去工程における確実	2
(4項目まで)	性・安全性向上に関する、標準を超える具体的・合理的な取組 〇技術者の配置・自主検査の取組	3
	○その他	4
	以下における、標準を超える具体的・合理的 な取組	①
環境配慮に関する取組	○工事現場における安全管理に関する取組 ○作業員の健康管理に関する取組	2
(4項目まで)	○騒音・振動・粉じん・臭気対策に関する取組 の地球環境配慮(CO2削減、リサイクル等)に	3
	関する取組 〇その他	(4)
	以下における、標準を超える具体的・合理的 な取組	①
居住者配慮(CS向上) に関する取組	〇居住者への情報提供、クレーム対応等の取 組	2
(4項目まで)	○安全対策、防犯対策等の取組み ○現場周辺美化等、イメージアップに関する 取組 ○工事に伴う断水による居住者サービスの低	3
	下を軽減する取組 ○その他	④

●記入上の注意事項

- 目的、対象、頻度、取組み内容等を具体的に記入すること。(例:〇〇について、〇回、〇〇をする。) 具体性が読みとれないものは評価しない。
- 100文字以内で記入すること。(句読点含む) 100文字を超過した取組は無効とする。
- ●評価する(加点する)取組
 - 良好な結果が期待できる、標準(※)を超える、具体的かつ合理的な取組
 - ・(※「標準」とは、設計図書(仕様書含む)に記載されているもの、法律で定められたもの、一般的なものをいう。)
 - ・ 施工現場を把握した上での、現場状況に合致した取組
- ●評価しない(加点しない)取組
 - 履行の確認が、現場又は書面等で確認できない取組
 - 出来形を変更する取組
 - 「状況に応じて・・・」など、具体性を欠く取組、合理的ではない取組
 - ・ 単に「社内基準・独自・ISOを用い、・・・」と記載され、当該基準等の内容が不明な取組

●その他留意点

- ・ 1欄に1要素のみを記載すること。また、1要素を2欄に重複して記載しないこと。
- · 参考資料、写真等を添付しても構わないが、最小限(A4版1枚以内)に留めること。
- 契約後の履行状況から、評価された取組のうち、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ず ることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。
- ・ 未提出及び未記入の場合は、競争資格がないものとする。 (提案が無い場合は「提案なし」と記載すること。)

施工実績及び技術的事項に関する所見

[事成績
当番号に
○をつける こと
[事成績

- ※1 株式会社URコミュニティにおいて発注手続きを行った工事を含む。
- ※2 当機構の保全工事のうち、一般競争参加資格「管」の認定を競争参加資格要件としている工事をいう。
- ※3 公営、公社等のRC及びSRC造の居住中の共同住宅(社宅、単身寮、リゾートマンション及びこれに類するものを除く) をいう。
- ※4 機構のその他の表彰とは、「機構の街づくり等事業貢献者への表彰」を指し、過去2年間(令和5年4月1日から掲示日まで)を対象とし、支社等及び部門を問わない。
- ※5 ①⑤は各工事の工事成績がわかる資料及び⑤は当該工事に携わっていたことが確認できる資料 (コリンズ登録、施工体制台帳等の写し)を添付すること。②、⑥は優良工事表彰証の写し等、確認できる資料を添付すること。。
- ※6 認証を取得済の者は証明する資料を添付すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

- ※1~3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更 届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。
- ※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し)を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

\bigcirc	ブ	゚ラ	チ	ナ	ラ	ろ	ぼ	10	認定	な	取2	得	L.	7	1	る。
\sim	_	_	/	/	/ _	\sim	10	\cup		٠	-1/	ויו	\sim	_	٧.	\sim $^{\circ}$

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の 基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の 基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3:労働時間等の働き方」の 基準を満たしている。

【 該当 · 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)を取得している。

【 該当 · 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」(令和7年4月1日以降の基準)を取得している。

【 該当 · 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 · 該当しない 】

〇 「トライくるみん認定」(令和4年4月1日~令和7年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

【別記様式5】

保全工事に係る施工マニュアル記載事項例

○様式は自由とし、Ⅰ・Ⅱの内容について概ね記載されているものとする。

I. 工事にあたっての留意事項について

- 1心構え、みだしなみ
- 2居住者又は、近隣に対する周知方法
- 3居住者又は、近隣に対する安全管理
- 4作業員に対する安全衛生管理
- 5 緊急時の対応
- 6工事関係車両の走行及び駐車のマナー
- 7資材・機器の搬入及び搬出
- 8工事騒音や振動等に対する対策
- 9 工事完了時の留意事項

Ⅱ. 施工管理について

- 1工程管理
- 2品質管理
- 3 社内検査体制

令和 年 月 日

機械式駐車装置の生産・部品の管理体制表

会任名						
機種等(〇)印を付け	ける。)				
	5式駐車装 賃行方式駅					
生産工場の)有無(()印を付ける。)	有 •	無		
生産体制	全部	会社名:				
	一部	会社名:		装	置名: 置名: 置名:	
		会社名:		装	置名: 置名: 置名:	
部品管理	全部	会社名:				
	一部	会社名:		部	品名: 品名: 品名:	
		会社名:		部	品名: 品名: 品名:	
		har to a feloure I N. I.	ata.			
		部品の管理方法等	等			

注)生産部品の確認、部品の管理に携わる体制表を添付すること。

【別記様式7】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 西日本支社 支社長 高原 功 殿

> 住 所 商 号 代表者

適用除外誓約書

別紙の理由により、07-グリーンヒルズ六甲機械式駐車装置取替工事の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ること となっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

別紙

(健康保険・厚生年金保険)
□従業員5人未満の個人事業所であるため。
□従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
口その他の理由
(「その他の理由」を選択した場合)
令和○年○月○日、関係機関(○○年金事務所○○課)に問い合わせを行い判断しまし
te.
(雇用保険)
口役員のみの法人であるため。
口使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
口その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

令和〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。